

# 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

## (約款の趣旨等)

**第1条** この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために、三津井証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に定める「上場株式等の配当等」をいいます。以下同じ。）の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

## (源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

**第2条** 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受入れます。

- ①租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
  - ②租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
  - ③租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
  - ④租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- (2) 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

## (源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

**第3条** 申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日又は支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」をご提出いただくものとします。ただし、お客様が当社に対し源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した年の翌年以後の上場株式等の配当等については、お客様から翌年以後のその年最初に当該上場株式等の譲渡等をする時又は上場株式等の配当等の支払が確定する日のいずれか早い時までに、次項に定める「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」の提出がない限り、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。

(2) 申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日又は支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」をご提出いただくものとします。

#### (特定上場株式配当等勘定における処理)

**第4条** 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）において行います。

#### (所得金額等の計算)

**第5条** 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項及び関連政省令の規定に基づき行います。

#### (契約の解除)

**第6条** 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されるものとします。

- ①お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める「特定口座廃止届出書」の提出があったとき
- ②お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき
- ③お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める「特定口座開設者死亡届出書」の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

#### (平成22年1月1日以前に開設した特定口座の取扱い)

**第7条** 平成22年1月1日においてお客様が開設している特定口座が源泉徴収選択口座である場合は、平成22年1月1日以降最初に当該上場株式等の譲渡等をする時又は上場株式等の配当等の支払が確定する日のいずれか早い時までに、お客様から源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書の提出がない限り、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。

#### (合意管轄)

**第8条** お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

#### (約款の変更)

**第9条** この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

#### 附 則

この約款は、一部改正にて2019年6月15日より適用させていただきます。

以上